

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和2年4月27日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 会計課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和2年2月5日から令和2年2月20日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>○公金の取り扱い方法について、各課等の監査を実施したところ、使用料等の現金の収受方法に差異があることから、公金管理における事故の防止の観点から現状を把握し、財務規則の整備や標準的な公金取扱基準の整備などを検討し、関係法令等に基づく適正な公金管理及び指導に努めること。</p> <p>○支払事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律による支払期限を超えて支出しているケースが認められるため、契約時における支払期限の設定や適正な支払日の設定など支払事務環境の整備を検討し、法令に基づき支払遅延が生じないように努めること。</p>	<p>○公金の取り扱い方法について、各課の現状を把握したうえでつり銭が必要な課には支給し、「新庄市財務規則」に沿って現金を取り扱うように指導を行った。また、市財務規則の一部改正を行うことで関係課と調整を行い、適正な公金管理及び指導に努めていく。</p> <p>○支払事務において、支払遅延を防止するために支払日の設定を増やした。更に職員に対して随時指導を行い、支払遅延が生じないように努めていく。</p>